

令和元年6月3日現在

機関番号：12601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03389

研究課題名(和文) 多数当事者訴訟に関する総合的研究

研究課題名(英文) Comprehensive Research on Multi-Party Litigation

研究代表者

高田 裕成 (Takata, Hiroshige)

東京大学・大学院法学政治学研究科(法学部)・教授

研究者番号：90126102

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：研究の成果は以下のとおりである。第1に、共同訴訟、訴訟参加等民事訴訟法が用意する多数当事者紛争処理の制度について検討を加え、いくつかの解釈論的立法論的提言を行った。第2に、民法(債権関係)改正が多数当事者訴訟論に与える影響を詳細に分析し、検討すべき論点を明らかにした。第3に、子の引渡しを命ずる債務名義の執行力の主観的範囲および非訟裁判の第三者に対する効力を中心に、判決の効力の主観的範囲を検討し、重要な解釈論的提言を行った。第4に、消費者裁判手続特例法に関する未解明の解釈問題を分析し、解釈論的提言を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

社会の複雑化に伴い、多数人が関係する紛争が増加する傾向にあることに鑑みると、このような多数当事者紛争をどのような形で訴訟において取り扱うのが合理的であるかを検討することには社会的・学術的な意義が認められる。とりわけ、民法(債権関係)改正の多数当事者訴訟論への影響、子の引渡しを命ずる債務名義の執行力および非訟裁判の効力の主観的範囲、消費者裁判手続特例法の諸問題等、従来検討が十分でなかった論点を深められたことには高い社会的・学術的意義が認められる。

研究成果の概要(英文)：This research project achieved the following four results. First, we provided new understanding and reform proposals for improvement on multi-party litigation rules of Japanese Civil Procedure Second, we analyzed the influences of the recent Japanese Civil Code reform on the interpretation of multi-party litigation rules and showed some critical issues which may arise under the new Code. Third, based on research concerning the effects of judgments to non-parties including child recovery orders and judicial decisions in non-contentious cases, we made some significant recommendations for the application of the laws. Fourth, we surveyed several issues on the Collective Redress Procedure for Property Damage Incurred by Consumers and made suggestions.

研究分野：民事訴訟法学

キーワード：民事訴訟法 多数当事者訴訟

## 様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

民事訴訟において、1つの訴訟手続に關与すべき当事者の範囲はどうあるべきか、という問題がある。この問題については、紛争の一次的解決が強調されたことから、関係者はできるだけ1つの訴訟手続に取り込むのが望ましいとされる時期もあったものの、その後、関係人の実体法的地位の重視、訴訟の合理的運営の必要、当事者の手続支配権の尊重といった要素も重要であるとの指摘がなされたことで、関係人を1つの訴訟手続に取り込むことが常に好ましいとは限らないという認識が共有されることとなった。もっとも、紛争の一次的解決の要請とその他の要素をどのように衡量すべきであるかは必ずしも明らかではなく、このことが、共同訴訟、訴訟参加等、個別の多数当事者訴訟を処理するための諸制度の解釈論についても不安定な状況をもたらしていた。また、民法（債権関係）改正が、多数当事者訴訟論に対して大きな影響を与えることも予想されていたが、それがいかなる影響となるかは十分に明らかにされておらず、このことも一定の不安定さをもたらす原因となっていた。

### 2. 研究の目的

以上のような状況に鑑み、訴訟手続に關与すべき当事者の範囲を定める上で考慮すべき視点相互の関係を意識しつつ、多数当事者訴訟に關わる、共同訴訟、訴訟参加等の諸制度について、民法（債権関係）改正も踏まえた各論的な検討を行い、解釈論的または立法論的提言を行うことが本研究の目的となった。

### 3. 研究の方法

本研究は、研究代表者及び研究分担者が、適切な役割分担の下、関連文献を網羅的に調査し、日本国内外の判例・学説を整理するとともに、必要に応じて実務家に対するインタビューにより実務運用についての知見を獲得するという方法によって遂行された。また、研究会における報告等により、情報の共有が図られた。

### 4. 研究成果

(1) 以上に述べたような問題関心から本研究が進められた結果、その成果として、(i) 共同訴訟や訴訟参加等に関する従来の議論を整理した上で解釈論的・立法論的提言を行うものと、(ii) 民法（債権関係）改正の影響を分析するものが得られた。また、1つの訴訟手続に關与すべき当事者の範囲如何という問題設定は、判決効の主観的範囲の問題及び訴訟担当論を中心とする当事者適格論にも密接に關わることから、これらの問題についても一定の検討が施されることとなり、その結果、(iii) 判決効の主観的範囲を分析するもの、(iv) 団体訴訟とりわけ消費者裁判手続特例法を分析するものも本研究の成果として得られた。そこで、以下、この4つの分野における研究成果を概観する。

#### (2) 共同訴訟・訴訟参加等

共同訴訟に關しては、類似必要的共同訴訟において、上訴しなかった共同訴訟人はなお当事者としての地位を維持するか、という論点を扱う菱田論文を含む〔図書〕があり、上訴審における合理的な訴訟運営の必要性と上訴しなかった共同訴訟人に独自の訴訟追行をさせる必要性とを勘案した上で、上訴しない共同訴訟人を上訴審で当事者として扱わなくてよい範囲は比較的広いものであり得るということを示した。また、同時審判申出共同訴訟の要件論を検討するものとしては、〔雑誌論文〕があり、原告の実体法上の地位を勘案する限り、同時審判申出共同訴訟は比較的狭い範囲で認めれば足りることを明らかにした。

訴訟参加に關しては、第1に、〔雑誌論文〕が、補助参加の利益論についての近時の問題意識を踏まえ、被参加人の手続支配権という観点から補助参加の利益の内容を精緻化すること、主観的追加的併合等他の手段との関係で、補助参加の利益を検討する必要があることを確認した。第2に、独立当事者参加については、〔図書〕の菱田執筆部分が、参加人に強力な牽制権限が与えられる中で従前の当事者の手続支配権を保護するためには要件を厳格化する方向に合理性が認められ得ることを確認するとともに、〔雑誌論文〕が、更に踏み込んで、立法論としては、独立当事者参加を廃止し、主観的追加的併合の規律に解消することが考えられることを指摘した。第3に、訴訟告知については、〔図書〕に含まれる菱田論文が、訴訟告知による参加的効力の正当化根拠に關する従来の議論を整理した上で、被告告知の告知者に対する実体法上の協力義務が認められる場合に限り、訴訟告知による参加的効力は肯定される、との解釈論的提言を行った。

#### (3) 民法（債権関係）改正関係

民法（債権関係）改正関係に關しては、第1に、債権者代位権に關して、債権者代位訴訟提起後も債務者が被代位権利について処分権限を維持することとされたことの訴訟法への影響が問題になるところ、これについては、〔雑誌論文〕が詳細な検討を行った。その結果、従来、債務者による債権者代位訴訟への独立当事者参加を認める際の根拠とされてきた当事者適格の非両立性は、改正民法下では認めにくくなったこと、代位債権者と債務者がそれぞれ自らへの給付を求めるタイプの債権者代位訴訟では不動産二重譲渡事例における権利主張参加の議論を援用し得る余地があること、債務者が被代位債権を争わない場合には共同訴訟参加が認められ

ることになりそうだが、その際には債務者の訴訟追行が優先されるという理解の余地があり、その延長には、代位債権者の訴え却下という帰結もあり得ること、代位債権者による訴訟告知が欠けた場合は、訴え却下となるべきであるが、控訴審で訴訟告知がなされた場合の処理という問題が残されていることが明らかとされた。

第2に、詐害行為取消権に関して、詐害行為取消訴訟の判決の効力が債務者及び全債権者に拡張することとされたことの訴訟法への影響が問題になるところ、これについては、〔図書〕に含まれる畑論文及び〔雑誌論文〕が、詳細な検討を行った。その結果、詐害行為取消請求認容判決確定後、受益者が取消債権者以外の債権者に対して不当利得返還を請求することがあり得るが、これを排除する効力は反射効と見る余地があり、債務者に既判力が及ぶことを前提とする必要がないこと、取消債権者と債務者間で問題となるのは、損害賠償程度であり、その間に既判力まで認める必要はないこと、受益者と債務者間での返還請求や反対給付返還請求は反射効、参加的効力で処理する余地があることが確認された。債権者、債務者に及ぶ判決効がいかなるものと把握し得るかは、債務者または債権者による詐害行為取消訴訟への参加形態に影響を与え得るものであるから、この成果は、民法（債権関係）改正が訴訟参加論に与える影響を分析する上での基礎的考察という意義を持つ。

#### （４）判決効の主観的範囲

判決効の主観的範囲を第三者にまで拡大することは、当該第三者を当事者とししない訴訟手続によって当該第三者を含む紛争を処理し得るということを意味する。したがって、判決効の主観的範囲は、本研究の問題と密接に関係するといえることができるが、この問題については、〔雑誌論文〕という成果を得た。

〔雑誌論文〕は、子の引渡しを命ずる債務名義の執行力の主観的範囲を検討するものであり、債務者が債務名義成立後に死亡し、同居の親族等が子の養育を続けている場合は、この親族等を承継人として執行力を及ぼし得ること、債務者からの委託に基づいて債務者とは別の住居で子を監護している者については、単なる占有補助者とはいえないが、監護につき自己固有の利益を認めることはできないことから請求目的物の所持者に対する執行力拡張規定の類推を肯定し得ることを明らかにした。また、〔雑誌論文〕では、複数人が居住する建物における動産執行、共同占有下の建物明渡執行について、執行法上の占有概念の横断的分析を踏まえた詳細な検討が施された。

〔雑誌論文〕は、非訟事件の裁判の効力を包括的に論じたものであるが、形成的裁判の場合の形成結果の通用力が第三者に及ぶことはすでに承認されていること、危急時遺言の確認のような確認的裁判であっても、第三者に対する通用力が承認されていることを確認した上で、第三者に対する事前の手續保障の設計のあり方、第三者が事後的に非訟事件の裁判を攻撃することの可否、不当確認・不当形成を理由とする第三者による損害賠償の可否等が今後の検討課題になると指摘した。なお、第三者に対する事前の手續保障については、〔図書〕の菱田論文が、家事審判における第三者の参加について詳細な検討を施した。

#### （５）消費者裁判手続特例法

1つの訴訟手続のサイズを縮減するデバイスとしては、団体訴訟やクラスアクションが想定し得ることから、これらの仕組みの検討が、本研究にとって重要な意義を有することは明らかである。そこで、本研究でも、とりわけ消費者裁判手続特例法を検討の対象とし、〔雑誌論文〕という成果を得た。

〔雑誌論文〕は、訴訟上の和解の可否と管理処分権を直結させる従来の考え方を批判的に検討した上で、管理処分権の存否は訴訟上の和解の可否ではなく、その効果が権利主体に及ぶかどうかの問題に関わるものであることを明らかにし、共通義務確認訴訟において対象消費者の個別の権利義務を対象とする和解を認める余地もあることを主張した。

〔雑誌論文〕は、共通義務確認訴訟における特定適格消費者団体は法定訴訟担当として理解するのが適当であること、同訴訟の訴訟物は、簡易確定手続、異議後の訴訟における既判力を有意義なものとするように理解すべきであること、同訴訟の訴訟要件とされる共通性は、対象消費者の一部にのみ認められれば十分であること（その一部が十分なサイズにならなければ多数性要件の問題となる）を明らかにした。

### 5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計7件)

菱田雄郷、消費者裁判手続法の定める共通義務確認訴訟の諸問題、消費者法研究、査読無、特別号、2019、頁数未定

畑瑞穂、非訟事件の裁判の効力について、民事訴訟雑誌、査読無、65号、2019、pp.27-54

垣内秀介、執行官実務における占有認定をめぐるいくつかの問題、新民事執行実務、査読無、17号、2019、pp.15-25

垣内秀介、子の引渡しを命じる債務名義の執行力の主観的範囲、法曹時報、査読無、70巻10号、2018、pp.2621-2652

畑瑞穂ほか、民法（債権関係）改正と裁判実務、法の支配、査読無、190号、2018、pp.5-48

菱田雄郷、多数当事者論の新動向、論究ジュリスト、査読無、24号、2018、pp.49-56

垣内秀介、共通義務確認訴訟及び簡易確定手続における和解、法の支配、査読無、182号、2016、pp.77-86

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計5件)

松下淳一ほか、日本評論社、新基本法コンメンタール1、2018、508

高田裕成ほか、有斐閣、民事訴訟法の理論、2018、1434

垣内秀介ほか、日本加除出版、講座実務家事事件手続法(上)、2017、708

畑瑞穂ほか、弘文堂、現代民事手続の法理、2017、820

菱田雄郷ほか、弘文堂、民事手続法の現代的課題と理論的解明、2017、882

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究分担者

研究分担者氏名：松下 淳一

ローマ字氏名：MATSUSHITA, Jun'ichi

所属研究機関名：東京大学

部局名：大学院法学政治学研究科

職名：教授

研究者番号(8桁)：70190452

研究分担者氏名：畑 瑞穂

ローマ字氏名：HATA, Mizuho

所属研究機関名：東京大学

部局名：大学院法学政治学研究科

職名：教授

研究者番号(8桁)：00218471

研究分担者氏名：垣内 秀介

ローマ字氏名：KAKIUCHI, Shusuke

所属研究機関名：東京大学

部局名：大学院法学政治学研究科

職名：教授

研究者番号（8桁）：10282534

研究分担者氏名：菱田 雄郷

ローマ字氏名：HISHIDA, Yukyo

所属研究機関名：東京大学

部局名：大学院法学政治学研究科

職名：教授

研究者番号（8桁）：90292812

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。